

総務常任委員会

平成21年5月19日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	紀 良治
西谷 剛周	飯高 昭二	木澤 正男

2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	池田 善紀	総 務 課 長	乾 善亮
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	加藤 恵三	企画財政課長	西川 肇
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	真弓 啓
税 務 課 長	西巻 昭男	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
教委総務課長	野崎 一也	教委総務課参事	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	森田 佳子	生涯学習課長	黒崎 益範
生涯学習課係長	平田 政彦	監査委員書記	山崎 篤
会 計 室 長	山崎 善之		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 伴委員、紀委員

委員長

こんにちは。

審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がございましたので、当委員会所管の総務部、教育委員会について、異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 職員退室 ）

委員長

それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。この1年、総務常任委員会の委員長を努めさせていただきます嶋田でございます。また、副委員長の伴議員でございます。この1年、総務常任委員会の審議をより深くするためにがんばっていきたくていきたくてと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

副町長の挨拶をお受けいたします。 芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、伴委員、紀委員、のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりで

ございます。

初めに、1. 継続審査の(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習
課長 それでは、継続審査、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告を申し上げます。

総務常任委員会の担当委員様が、本日開催の委員会から替わられたことでもありますことから、過去の委員会説明と重複いたしますが、その経緯等の概要を含めまして、ご報告をさせていただきます。

まず、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

中宮寺は、聖徳太子ゆかりの飛鳥時代創建の寺院であり、現在の場所には室町時代末頃に移ったと考えられ、そのもとあった法隆寺東2丁目地内を中心とした場所を「中宮寺跡」と称しております。

当町では、この中宮寺跡を聖徳太子ゆかりの町の貴重な寺院遺跡として保存を図るとともに、広い緑地を生かした町民の憩いの場や観光拠点としての史跡公園の整備を図る計画をたて、昭和57年度から発掘調査を開始し、平成2年に国の史跡指定を受けました。

またその後の調査により、平成13年に史跡の追加指定を受けることができ、当町が計画していた全域が国の史跡に指定されております。

平成14年度には、「史跡中宮寺跡整備基本構想」を策定するとともに、平成15年度から平成18年度にかけて国庫補助による買上げ事業を実施し、史跡地全域の公有化を完了いたしております。

そして、今後の遺跡の適切な保存と活用、及び整備事業の円滑な推進を図ることを目的として、平成18年度には「史跡中宮寺跡整備検討委員会」を組織いたしております。そして、整備検討委員会の指導のもと、平成20年度から3ヶ年計画で発掘調査を開始し、初年度である平成20年度は、金堂基壇の調査を実施いたしました。調査の結果、飛鳥時代の基壇が良好に残っていることや、修復時の瓦積基壇を複数箇所で検出するなど、基壇の構築の様子を解明することができました。

これらの発掘調査の成果につきましては、本年4月7日の火曜日に報道発表を行い、4月11日土曜日の午後1時から、町民を対象とした地元説明会を開催し、そして、翌日の12日、日曜日午前10時から、一般を対象とした現地説明会を開催し、のべ約700名の参加がございました。

現在、これらの調査成果や今年度の塔基壇や講堂跡などの調査計画案等を取りまとめており、今後は、「史跡中宮寺跡整備検討委員会」の指導を得ながら調査を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、史跡藤ノ木古墳についてであります。

昭和60年に大変優美な馬具が出土して有名になった藤ノ木古墳は、昭和63年の石棺内調査を経まして、平成3年に国の史跡指定を受けました。なお、出土品については、昭和63年に国の重要文化財の指定を経まして、現在、国宝の指定を受けております。

また、史跡地の公有化については、平成4年度から着手し、平成13年度に完了いたしました。そして、平成7年の石棺き損事件を受けて、石室の保存修理に向けた石室動態調査などの保存科学調査に取り組むとともに、整備に向けた発掘調査を実施いたしました。これらの調査及び工事の実施にあたっては、国庫補助事業として、文化庁及び奈良県教育委員会と史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の指導を得て実施いたしました。

そして、平成18年度から、史跡藤ノ木古墳の保存と活用を目的とし、石室の保存修理と公開に向けた、史跡整備工事を2ヶ年計画として着手し、平成20年3月に竣工いたしました。そして、平成20年4月8日に報道発表を行い、平成20年5月2日に竣工記念式典、5月2日から6日まで石室の特別公開を行い、延べ約7,400人の見学者がございました。

また平成20年11月1日には、史跡藤ノ木古墳開棺調査20周年記念シンポジウムを開催し、翌11月2日から3日までの2日間に、秋季石室特別公開を開催いたしましたところ、のべ約1,900名の見学者がありました。これまでの石室特別公開を比較・分析いたしましたところ、見学者につきましては、町内及び県内の方がそれぞれ10%から15%で、県外からの方が70%から80%を占めておりました。ただし、町内の見学者については、特に、町民対象に別の日を設定したことから、単に興味

ないといったものではなく、すでに見学した方が増えてきたことによるものと考えております。なお、多くの見学者が、JR法隆寺駅観光案内所や法隆寺門前でのお知らせにより、石室特別公開の開催を初めて知り、参加いただいた例が多くあったことから、今後は、広報・周知の方法についても検討してまいりたいと考えております。

それでは、本年度に行いました石室特別公開についてご報告いたします。

まず、石室特別公開に先立つ4月28日火曜日の午前には、地元の「西里老人会」、「斑鳩町の歴史を知る会」、「和楽美の会」の3団体より約50名。また同日午後には、斑鳩中学校と斑鳩南中学校の2校から、のべ約200名の生徒と教諭の参加を得まして、史跡藤ノ木古墳の除草及び清掃のボランティア活動を実施していただき、石室特別公開に来られる方々を迎える準備をしていただきました。郷土の貴重な文化財を愛護する精神を培ういい機会になったのではないかとこのように考えております。

石室特別公開は、5月1日（金）午後1時から町民を対象といたしました先行公開を行い、約500名の参加を得ました。

そして、一般の見学者を対象にゴールデンウィーク前半の5月2日土曜日から3日、日曜日まで2日間開催し、のべ約2,400名の参加を得ました。このように、法隆寺への観光客を含め多くの見学者を得まして、あの大きな石室や朱塗りの石棺を持つ、史跡藤ノ木古墳の魅力を十分体感していただけたと考えております。

今後の計画といたしましては、今年度も文化財保護月間であります11月を目途に、秋季石室特別公開を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。（仮称）斑鳩町文化財活用センターにつきましては、奈良地方法務局斑鳩出張所の移転に伴いまして、国土交通省のまちづくり交付金による補助事業の採択により、その跡地及び建物を再活用し、豊かな文化町の特色であります歴史・文化の調査・研究の拠点施設として整備するものであります。事業内容は、特に国宝の指定を受けております史跡藤ノ木古墳出土品の特別展示のできる展示室を備えた史跡藤ノ木古墳のガイダンス機能を中心に、斑鳩の歴史・文化を学習する目的で来られる方々の利用に供

する施設づくりとして、平成18年度から着手し、本年12月の完成を目指し取り組んでおります。また、施設の運営・管理面と文化財行政及び調査研究の拠点としての文化財センターとしての整備も目指しております。

平成18年度には、奈良地方法務局斑鳩出張所跡地の買収など、平成19年度では、まだ作成できていなかった剣や馬具や土器などの出土品のレプリカの作成や、斑鳩の歴史・文化や史跡藤ノ木古墳を紹介する映像の作成等、ソフト面の作業を行いました。

また平成20年度では、(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約を締結し、平成21年1月25日に起工式典を行い、展示棟の改修工事、管理棟の新築工事に着手いたしました。

現在、(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事は、工程どおり順調に進んでおり、進捗率はおおよそ25%です。展示棟改修工事では給・排水の配管工事等を行っており、管理棟新築工事では、土間の仕上げを終え、荷捌き場や正面スロープの基礎工事に着手しております。また、浄化槽設置工事のほか、敷地内の給排水の配管工事や外壁工事等も進めております。

また、本年5月号の町広報にて、史跡藤ノ木古墳のガイダンス機能を中心に、斑鳩の歴史・文化の調査研究や情報発信の拠点施設として、平成22年3月のオープンを目指して、現在整備工事を進めている(仮称)斑鳩町文化財活用センターが、多くの皆さまに親しまれ、ご利用していただく施設としての愛称募集をしております。募集要件および募集対象は、町在住や町在勤を問わず、どなたでもご応募いただけ、1人1点までとじております。愛称の形態及び注意事項として、覚えやすく、親しみやすい愛称とし、漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット・数字を使用し、字数は10文字程度までとし、他で使用されていないもの、自作・未発表のものとしております。応募方法は、はがき及び、FAX、Eメールによる応募とし、これに愛称、愛称の説明などを明記していただくこととしております。募集期間は、本年6月1日から6月30日までの1ヶ月間としております。これらの応募作品につきましては、当施設が歴史・文化の拠点施設でありますことから、これらに関する学識経験者などにより構成される選考委員会を組織し、8月末までには決定してまいりたいと考えており

ます。なお、発表につきましては、施設愛称採用者1名には本人あてに通知するとともに、町広報等で公表いたします。また賞品として、町がこれまでに刊行した史跡藤ノ木古墳関連の書籍等のセットを用意し、その表彰を施設の竣工記念式典において行う予定としております。

次に、安田家文書調査についてであります。本年2月の当委員会においてご報告いたしましたが、安田家文書の古文書や絵図等の基本的な内容を記載しました調査票の内容を一覧表にした「文書目録」や、重要な文書を現代の字体にしました「釈文」、調査指導員等の調査関係者からの「研究論考」等による『安田家文書調査報告書』が、本年3月に完成しております。これらの調査によって、安田家文書の、より詳細な内容が明らかとなり、その文化財的価値の高いことが明らかとなりましたことから、今後は、町文化財保護審議会に町指定文化財の候補としてお諮りさせていただきたいと考えております。

また、以前に当委員会においてご提案のございました、これらの正式な調査報告書のエッセンスを抜粋したかたちで、一般者向けのパンフレットを作成いたしまして、町民の皆さんにこれらの内容を知っていただく機会として、中央公民館等を利用し、歴史講座とも連携しながら、安田家文書の速報展を本年秋ごろに開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
西谷委員。

西谷委員 今の安田家文書の中で秋に速報展をするという、具体的なこういう、かなりなかには貴重な中世くらいの上棟式の様子を描いた絵図とかもあると思うんですが、例えばみんなにわかる形でパンフレットなかにそういう内容を盛り込んだものにされるのかということが1点と、それと実際に古文書というのは斑鳩町に各地域でいろんな古文書もあると思うし、役場そのものが持っていた古文書もあると思うんですけど。龍田町と法隆寺村と富郷村と。その文書というのは、今どこで管理されているのか、教えていた

だけますか。

生涯学習
課係長 　ただ今の西谷委員さんのご質問にお答えしたいと思います。1点目に安田家文書の一般向けの公開についてのパンフレットにつきましては、ご指摘のように、中井正清等がひきつれておりました大工関係の文書もかなり含まれますことから貴重なものと考えておりました。それらにつきましては中央公民館、正面向かって右手のガラスケース等を利用した中で、十分に説明の文書を加えた中で、パンフレットにも、限りがございますけれども、6000点を越える文書でございますから、紹介できる点数は限られていると思いますけれども。それらの重要なものについてわかりやすくご説明してまいりたいと考えております。

　2点目の斑鳩町関係が持っております文書、これを「斑鳩町役場文書」と呼ばれておりますけれども、これにつきましては中央公民館の図書室の書庫のほうに保管しております。ただ現在は安田家文書の関連調査をしましたことから、現在、安田家文書と同様、文化財収蔵庫に仮に保管しておりますけれども、追ってももとの中央公民館の図書室の書庫のほうに戻して、適正な管理をしてまいりたいと考えております。

木澤委員 　中宮寺遺跡のほうなんですけれども、さきほど整備検討委員会で今後検討してまとめをしていくということだったと思うんですけれども。だいたいつごろ目途にそれをまとめて、今後、基壇の復興なんかも含めて検討しはると思うんですけれども、それは総務委員会にはいつごろ提示される状況ですか。

生涯学習
課長 　今後中宮寺跡につきましては、現在、金堂部分の調査を行ったんですが、続いて塔基壇部分の調査に入りたいと考えております。時期につきましては秋を目途に調査に入る予定と考えております。あくまで今の計画なんですけれども。

木澤委員 　まだ引き続き調査も必要だということで、秋ごろご提示いただけるとい

うふうに考えさせていただきます。

生涯学習
課係長

ただ今課長の方から説明いたしました分と一部重複いたしますけれども、ご説明させていただきたいと思います。中宮寺跡の平成20年度のまとめは現在進めているとご報告させていただいたとおりでありますけれども、整備検討委員長の校正等もしていただくなかで一応6月ぐらいにはまとめをとりまとめて、まとめが終わりましたら整備検討委員会の開催について、すぐまとめればその時期に開催できるかなと考えておりますけれども、何分、学識経験者の方々が夏季を中心に関連調査の旅行とか調査に行かれますことから、ずれれば秋ごろになる可能性がございます。さきほど課長が申しましたように、塔の調査につきましては整備検討委員会が開かれ次第すぐに着手できるような状態でございますので、早々に着手してまいりたいと思っております。もうひとつ、先ほどございました、塔の基壇の整備の姿のご提示等につきましては、まだまだあと2年の発掘調査を経まして、整備の全体像にかかっているかと思っておりますので、個別な内容については委員会の中で論議していただく機会はあるかと思うんですけれども、最終の姿のご提示ということにつきましては、今後3年間の調査を経てからになると考えております。以上であります。

木澤委員

全体の計画は3年間調査してかかるということですので、またそれを待ちたいと思っておりますけれども、当然専門家の方が意見出させていただいて計画されるものですが、やはり総務常任委員会でも意見を出し合いながら検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点ですが、文化財活用センター、さきほどの報告ですと、12月完成の予定ですすんでいるということですが、以前にも人員配置等、こういうふうにしたいという構想は少しお聞きしていたと思うんですけれども、そうした人員配置も含めたソフト面の充実はどこで検討されていて、どういう状況になっているのかということをお聞きしておきたいと思っております。

生涯学習課長 今後、文化財活用センターの組織等につきましても審議会等のご意見をいただくなかで、活用センターが斑鳩町の歴史・文化の拠点づくりをめざしておりますので、センター長の配置とか、副センター長ですね、あと学芸員等に準ずる職種など、今後、検討していきたいと考えます。

木澤委員 審議会のほうで審議をされていて、まだ具体的なことはこれからだということですね。まあ12月完成、完成したらオープンになりますので、そこから運用していくわけですがけれども。やはり文化財活用センター建設にあたっては、ソフト面も十分に充実をして、つくったはいいけれども、2年目以降人が来ないということにならないようにソフト面も充実してほしいという声もたくさんありましたのでね。その点についても、その都度総務常任委員会に報告いただいて、十分にいいものになるように検討していきたいと思いますので、また目途がつき次第、報告できるところは報告していただくということをお願いをしておきたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。西谷委員。

西谷委員 再度、お尋ねしたいのですが。文化財活用センターのなかで、実際にそれできて、これまで檀考研とかに預けているもの、例えば御坊山古墳の琥珀の枕とか、三穂の円面硯とか、仏塚から出土した金環とか銀環とか、化仏とか。そのような部分は活用センターができたなら引き上げてくるか、そこらへんのところはどうなんですか。

生涯学習係長 ただ今の西谷委員さんのご質問にお答えしたいと思います。ただいま具体的な例を示していただいた御坊山古墳群の出土品と仏塚古墳の出土品につきましては、西谷委員さんのお話のとおり檀原考古学研究所附属博物館で管理、展示されておるものでございます。特に、御坊山古墳群の出土品につきましては国の重要文化財の指定を受けておりまして、もう既に管理者として檀原考古学研究所附属博物館ということが決められておりますので、現在こちらの方へ移管することはほぼ不可能かと考えております。た

だ、仏塚古墳の出土品につきましては指定がかかっておりませんので、法的な問題とかそういうものについては、まだ論議する余地はあると思いますけれども、これまでの常識的な考えに沿いますと、やはり調査された所がもう既に展示ブースをつくって展示されておるということからすれば、こちらの方へ完全に引き上げてきて、こちらの方でずっと展示するのはちょっと難しいのではないかと思います。

西谷委員 今のその部分の中で、例えば文化財活用センター、町が考えている部分のやつが、それを保管する機能がないからだめだということなのか、それとも発掘を頼んだその権限において、そこから出土した物はもう自動的に檀考研の部分で管理するということになっているのか、そのへんのところはどうなんですか。

生涯学習
係長 今、おっしゃっていただいた中で言いますと、今、進めさせていただいている文化財活用センターは、国宝を十分保管展示できる施設でございますので、初めの部分につきましては、そういう資格がないという意味ではございませんでして。国のほうが、国の重要文化財を指定する際に、管理する者、管理する場所というものを定めて指定をするわけです。そのときに檀原考古学研究所附属博物館というようにしておる中で、御坊山古墳群の出土品につきましては、うちの管理のほうへ移管することは難しいのではないかと考えるような次第です。仏塚古墳の出土品につきましては、ちょっと誤解を招くような言葉を申しましたかもしれませけれども、指定はかかっていないので、うちとこでいただくことは事務的には可能かと思えますけれども、これまでの他の市町村さんが檀原考古学研究所に調査を依頼しております例からしてみましても、借りることは十分可能でございますけれども、こちらのほうに全部管理するということが、すでに附属博物館のほうで仏塚の展示を行っておるという現状からすれば、やはり博物館のほうも展示物がなくなるということについては展示計画がかわってくるということはかなり難しいのではないかとということでお答えした次第であります。

西谷委員 結局、文化財活用センターで建物を建てて、一時的に例えば里帰りで榎
考研から帰ってきて、ここへ展示するというだけの話になるわけですね。
語弊があるかもしれませんが、だけというのは。

教育長 今回の文化財活用センターについては、藤ノ木のガイダンス施設というこ
とで、それだけで終わってしまうということは非常にもったいないという
ことで、町内から出土しております遺物については、その時期時期に里帰
り展をして、住民の皆様方にご覧いただく、そのような計画をさせていただ
いています。今、平田が申し上げておりますように、ほとんどが榎原考
古学研究所に保管していただいています。こういった斑鳩から出たものを
すべて持って帰って、今の活用センターでは十分収容しきれないというよ
うな状況がございます。そうしたことから、やはりその都度テーマを設け
まして、町内で展示して住民の皆様方に、町民の皆様方にご覧いただく
というのが、一番効率よくできるのではないかと、あるいはまた維持管理につ
いても、そのほうが安全でいいのではないかと。こういうことから、里
帰り展は年間何回かさせていただいて、そして斑鳩から今日まで出ている
ものを住民の皆様方に見学していただくのがよいのではないかと考えてい
ます。

西谷委員 今、教育長いわれる中で、例えばね、御坊山古墳の中で、長いこと榎考
研の玄関のところに斑鳩町の御坊山古墳の石棺がずっとモニュメントみた
いに置いていましたけれども。ああいうのやったら、別にこういう文化財
活用センターができたときに、これをきつしよに元に戻してもらうていう
のはできるのちゃうかな。20年、30年もずっと外で榎考研のモニュメ
ントに置くんやったら、こっちに斑鳩町に戻してもらったらいと思うん
ですけれども、どうですか。

教育長 それもひとつだと思います。これはまだ榎考研のほうに戻してもらえる
かどうかという話はいっさいいたしておりません。ただ、藤ノ木古墳の石

棺のレプリカを玄関に置くつもりをいたしています。そうしたことから、スペース的にも外にそれだけ2つの石棺を置けるようなスペースがとれるかどうかということもありますし。また、檀考研の方にそれを返してもらって、そして十分斑鳩町のほうで設置できるかどうか、そういうことも考えなければなりません。檀考研のほうでは、私直接、その御坊山の石棺を返還してもらえるかどうかという話はいたしておりませんので、ご返事できないと思います。

西谷委員　　今の石棺の話については、今、安田文書出ていますけれども。安田さんが教育長の時からこういう話がずっと出てきておって、なかなかできへん、なんでできへんねやという押し問答があったと思いますので。文化財活用センターができるねやったら、その機会にもう一度アプローチしてほしいなと思います。要望だけです。

委員長　　他にございませんか。

(な し)

委員長　　これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 6月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

6月定例議会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

初めに、(1)斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。面巻税務課長。

税務課長　　それでは、6月定例議会に上程を予定しております斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料1の末尾に添付しております参考資料をご覧いた

だけですでしょうか。

今回の町税条例等の一部改正につきましては、平成21年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されたことから、斑鳩町町税条例等におきまして所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容についてであります。本条例等の改正におきましては、大きく2点の改正をお願いしているところでございます。

初めに、個人住民税において、住宅ローン特別控除制度が創設されました。

現下の経済状況を踏まえ、住宅投資を活性化するため、平成21年度税制改正において、住宅ローン特別控除について最大控除可能額を過去最高水準まで引き上げるとともに、個人住民税において中低所得層の実効的な負担軽減を図る観点から、所得税から控除しきれなかった住宅ローンの控除額を個人住民税から控除する制度が導入されました。

新たな住宅ローン減税では、一般住宅の場合、最大控除額は500万円までに拡充されております。また、住宅の長寿命化などに向けて、ある一定以上の措置を講じた認定長期優良住宅につきましては、最大控除額は600万円となっております。

これまでの制度では、10年または15年の控除期間を選択することができ、借入限度額は2,000万円となっております。そのうえで、それぞれの期間に応じて所得税が控除されるというもので、最大控除額は160万円とされていたところでございます。

個人住民税における住宅ローン特別控除の概要につきましては、平成21年から平成25年までに入居された方で、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある方を対象とし、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について9万7,500円を限度に控除することとされております。

また、今回創設される個人住民税における住宅ローン特別控除の手続きにつきましては、納税義務者等の負担を軽減するため、給与支払報告書等について所要の改正を行うことにより、市町村に対する申告は不要とする仕組みとされているところでございます。

裏面をご覧くださいませでしょうか。次に、上場株式等に係る配当及び譲渡益に対する軽減税率が延長されます。

上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率につきましては、平成20年度改正において、平成20年末をもって10%の軽減税率、これは住民税3%、所得税7%となっております、これを廃止し、平成21年からは税率を20%、これにつきましては住民税5%、所得税15%という内容です、とすることとされました。その際、特例措置として2年間、100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益については10%の軽減税率を適用することとされたところであります。

しかしながら、昨年の秋以降の景気の急激な悪化により株価も大きく下落しており、そうした現下の金融経済環境に鑑み、金融市場を活性化させる観点から現行の税制の延長を行うこととし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当及び譲渡益につきまして、引き続き10%の軽減税率を適用することとされました。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この住宅ローン控除ですけれども、平成20年度ですか、こないだの確定申告で実際にこれ適用されている方はどれくらいいるかという数字はつかめていますか。

税務課長 この制度につきましては、次の年からになりますので、まだ額のほうは未定となっております。去年はまだとっておられません。

木澤委員 私は改正前のやつで、たまたま申告させていただいたんですけども、改正になりましたよというお知らせは。そこはつかめるのかな。

総務部長 ローン控除につきまして、今現在住民税のほうでございませんで、その数値につきましては、町のほうでつかんでないということでご理解いただきたいと思ひます。ただこれにつきまして、さきほど面巻課長がご説明申し上げましたように、住民税の申告は不要となっておりますので、来年度以降、所得税の申告をされましたら、自動的に住民税の申告をしたことになってまいりますので、町のほうで住民税の控除をいたします。またその数値が決まりましたら、担当のほうに聞いていただければその件数についてお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

木澤委員 そしたらもう1点、2番目の上場株式等の配当の関係で、税率については2年間また延長になるということですがけれども。今は20パーセント減額をして、その金額はどういうふうになっているか、わかりますか。

総務部長 町へ、分離のほうで町に入ってくるのは、あくまで配当割交付金として入ってきております。ちなみに平成20年度の配当割交付金としては約1,300万円となっております。町への交付金としての配当は、平成20年度はこの経済状況ですので相当下がっております。平成19年度は約3,000万円となっております。以上が町のほうに配当割交付金として配分がある分です。

委員長 他にございませんか。飯高委員。

飯高委員 総務常任委員会は初めてなんでよろしくお願ひいたします。

いま住宅ローン減税ということで、住宅ローンを組まれた場合においてこういう形になるわけなんですけれども、住宅ローン組まずにするという場合においては、これは当然適用はないと思うんですけれども。最近の政策においては、これによく似たリフォーム減税があると思うんですけれども。これは住宅に関して省エネまたはバリアフリーに改修した場合の減税ということであると思うんですけれども。

税務課長 今、飯高委員おっしゃいましたのは、住宅のバリアフリー改修に伴う減税であったり、また、住宅の省エネ改修に伴う減税につきましては減税制度が存在しております。住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減税制度につきましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の要件を適合するバリアフリー改修をした場合、工事終了後3ヶ月以内に町に申告することで、翌年度の当該家屋に係る固定資産税の3分の1を軽減する措置が受けられることとなっております。

また、省エネ改修に伴う固定資産税の軽減制度につきましては、これは平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、現行の省エネ基準に適合する部分の工事をした場合、工事終了後3ヶ月以内に町に申告することにより、翌年度の当該家屋の固定資産税の3分の1を軽減する措置となっているところでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 飯高委員さんの質問の補足ですが、その申告をされている方はどれくらいはありますねやろ。

税務課長 ただ今手持ちの数字がございませんので、のちほど答弁させていただきます。

伴委員 ちょっと教えてほしいんですけど。これ居住年が今年21年からの表で入っていますけれども、施行日が来年1月1日から施行と、この法律自体は。ということは、それでも今年すれば適用されるということで考えさせていただいてよろしいですね。

税務課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(2)斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。

佃田教育委員会総務課参事。

教委総務 6月定例議会に提出を予定しております斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結につきまして、ご説明させていただきます。

これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから工事の請負契約につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。工事名は斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事であります。契約の方法は指名競争入札、工事場所は龍田北1丁目地内の斑鳩中学校の本館西棟校舎であります。

工事概要につきましては資料2の2枚目の図面をお願いいたします。鉄骨ブレスと柱増し打ちによります耐震補強工事であり、それに伴います外装、内装、設備等の改修工事であります。補強の内訳であります。鉄骨ブレス補強につきましては、図面右側の立面図に青色で示しておりますように上側の南立面図で13か所、下側の北立面図で3か所あります。そして柱増し打ち補強につきましては図面左側の一番下の1階平面図に赤色で示しておりますように9本の柱で行います。

工事期間につきましては、議会議決後の平成21年6月22日から平成21年8月27日の67日間を予定いたしております。実際に学校での工事につきましては、夏休み期間中での施工を予定しており、それまでの期間は工場でのブレスの製作等の期間であります。

本日の午前中に郵便による入札の開札が行われた結果、予定価格税込額で5,460万円に対しまして、最低入札者は株式会社 鍛冶田工務店 代表取締役社長 鍛冶田八彦が税込額3,969万円でありましたが、低入札調査基準価格未満でありますことから、今後、調査を行いまして、その結果をもちまして6月定例議会に上程させていただく予定であります。

以上、簡単ではございますが、6月議会に提出を予定しております、斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 紀委員。

紀委員 去年もこの工事されたと思うんですけども、最終、この耐震補強工事が完了するのはいつの時点なんですか。中学校、これ去年からかかってますやんか。

教委総務課長 今回、斑鳩中学校の本館西棟の校舎耐震工事につきましては、昨年度、同じく斑鳩中学校の本館の東側をさせていただきますして、2期工事として、21年度、西棟の工事ということで、本館につきましては本年度で終了ということでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 直接このことというよりも耐震の関係に関連してちょっとお聞きしたいんですけども。昨年、補正予算組んで耐震二次調査をやっていたと思うんですけども。私聞き漏らしていたら申し訳ないんですけども、その結果は、総務委員会で報告いただいていたか。

教委総務課長 9月補正をさせていただきますして、耐震の2次診断、9か所させていただいたわけでございます。それにつきましての耐震の補強の強度、の報告なんでしょうか。

木澤委員 数値がどうであったのかと、早急に工事が必要かどうかなのも含めて、結果がでていなければ、報告をいただけるものだと思っていましたので。それがすでにされているか、されていないのか。

教委総務課長 9月補正をさせていただきますして、9か所の二次診断をさせていただきますして、3月末にご報告をいただきますして、IS値については0.3以上あるということの結果報告をいただいているところでございます。まだ二次診断でございますので、あと実施設計なり、本工事をいう段階に進んでまいるといふふうに考えております。

木澤委員 0.3以下のものはなかったということですがけれども、また次回委員会でけっこうですので、数値についての一覧表でご提示いただいて、できたらそれとあわせて、先に資料としていただいた耐震計画ありますね、あれと照らして、今後どう進んでいくのかという説明もいただければなと思いますので。委員長に資料提出とあわせてご要望させていただきたいと思うんですけれども。

委員長 次回委員会までに作成できますか。

教委総務課長 当初にお渡しいたしましたのが、平成9年度から平成26年度までの年次計画、長期の計画、あの表でございます。それにあわせまして、今回までの補強工事の完了の分と二次診断実施済みの分までの状況の数値を入れさせてもらって、一覧表という形で、次回の委員会に提出させていただきますと思います。

委員長 二次診断後の計画、予定もあわせて、次回委員会にご報告いただけるということですね。

教委総務課長 はい。

木澤委員 ご報告いただけるということで、よろしくお願ひしたいと思うんですが、やはり、保護者の方からですね耐震計画をもっと早く進めてほしいという声をお聞きしているんです。町のほうとしても補正を組んで毎年進めてい

ただいていますんでね。それも是非町民のみなさんに知っていただくためにも資料もあわせていただければと思いますので、いただけるということですので、よろしくお願いします。

委員長 理事者側にお聞きしますが、保護者の方が憂いておられるということですけれども、そんなに危険な建物が斑鳩町に存在するんですか。

教委総務課長 さきほども I S 値のほうご報告させていただきましたとおり、今までのなかで二次診断完了させていただきましたしまして、東小学校を除きまして、56年以降の建物を除きまして、二次診断をさせていただきましたなかで、I S 値 0.3 以下のものはございませんので、少なくとも前倒しして工事をしていかなければいけないというものについてはございません。ただ、おっしゃっていますように、いろいろ耐震化に向けて計画を立てて実施してもらっているわけでございますけれども、0.3 から 0.6 の間では耐震化が必要であるということでございます。そういった形で今計画をたてて耐震工事を実施しているということでございますので、是非とも今すぐしなければ潰れるという状況ではございませんということだけ、ご報告させていただきますたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 以上、6月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1) 定額給付金の申請受付及び給付状況について、理事者の報告を求めます。

乾総務課長。

総務課長 定額給付金の申請の受付及び給付状況につきまして、まず、定額給付金の申請の受付につきましては、4月1日から受付を開始しておりまして、昨日の5月18日現在で給付対象世帯が10,815件の内、9,895件の91.49%の受付を行っております。次に、給付の状況でございますが、4月22日と5月1日に交付決定を行っております、その合計で8,755件、給付金額は3億6,360万4,000円の交付決定をしております。ゆうちょ銀行を除きます金融機関への振込日については4月28日と5月13日に振込みを行っております、ゆうちょ銀行につきましては5月13日にそれぞれ振込みを行ったところでございます。以上、簡単ではございますが、定額給付金の申請受付及び給付状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。飯高委員。

飯高委員 定額給付金においては、これ1日から10月1日までですね。子育て応援特別手当、これも給付金とセットになっていると思いますので、今回対象者が4百数十名ということで、今現在何パーセントになっていますか。

総務課長 定額給付金と同時進行といいますか、並行して子育て応援特別手当のほうも受付をさしていただいておりますけれども、所管についてはこれは福祉課でさせていただいているんですけれども、一応件数だけは聞いておりますのでご報告させていただきます。対象者が324件ということで、これも昨日現在5月18日現在でございますけれども319件の受付をさせていただきます、93.27パーセントという申請の受付状況であります。

委員長 木澤委員。

木澤委員 この定額給付金ですけれども、当初聞き漏らしていたんですけれども。受

け取りを今の段階ではっきり拒否されている方はいてるんですかね。

総務課長 これも昨日の段階でございますけれども、3人の方が申請書に「もう受け取りを拒否します」と意思表示をされておられます。

木澤委員 そうすると、そういう受け取らなかったお金というのはどういう扱いになるんですかね。

総務課長 これは当然国の方から定額給付の補助金ということでいただいておりますので、これは当然、申請のなかった方、受け取り拒否された方については返還するという形でございます。

木澤委員 そうしましたらもう1点。当時、DVなどで世帯主の方と別個に連絡をとって対応してほしいということも質疑のなかであったと思うんですが、その対応が必要な人がまずいたのかどうかということと、実際にそれをされたかどうかということをお尋ねしておきたいと思えます。

総務課長 委員が申しておられるDVの被害者の方につきましては、いま斑鳩町のほうで居住されている方で、町の相談の窓口もございまして、女性のための相談という形になるんでございますが、それと県の女性センターにも相談窓口がございますけれども、実際に斑鳩に居住されている方で、DVの被害を受けておられるという方の相談はございません。当然そういう方があれば、対応の方も研究していかなければならないと思うんですけれども。今のところそういう相談もございませんので。もし、仮にDVの被害を受けておられるという方があるということでしたら、まず、そういう公的な機関にご相談いただくことが必要ではないかと考えております。

木澤委員 斑鳩のほうではそうして対応していただけると当初から言っていたので、安心していましたが。マスコミなんか見ていたら、そういう対応をしないということで、告訴されたりという状況もありますの

でね。今後も十分そういう方には配慮した体制であたっただきますよう、お願いしておきます。

委員長 他にございませんか。伴委員。

伴委員 今、木澤委員の質問の中で、受け取り拒否の話がありましたけれども、これ、町に寄附してくださいとは言えないものですか。

総務部長 それはやっぱり総務省の当初の目的がございますので、町からは言えないということでございます。もし、伴議員さんのお知り合いがおられましたら、それは言ってもらったら結構ですけれども、町からはそういうことは言えないということでご理解いただきたいと思えます。

伴委員 もう1つ、ずっと申請されない方、これについては申請されてませんよという案内はしていただけるんですか。

総務課長 6月の広報で「申請まだな方はお早めにお願ひします」というような広報をまずさせていただきまして、そして7月上旬頃には、あとどれぐらい減っているかわかりませんが、個別にもう一度「まだ申請されていません」というご案内をさせていただく予定をいたしております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(2)平成20年度継続費繰越計算書の報告について(一般会計)、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成20年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告の一般会計分につきまして、ご報告を申し上げます。お手元の資料3をご覧ください。

でしょうか。平成20年度予算におきまして、継続費の議決をいただいている歳出予算のうち、年度内での執行ができなかった経費を平成21年度予算に繰越しさせていただきましたことから、地方自治法施行令第145条の規定によりまして、その報告を行うものであります。

(仮称)文化財活用センター整備事業に係る継続費につきまして、請負業者決定が当初予定から6ヶ月程度遅れたことから工事着手も遅れ、工事出来高が減額となったことから、平成20年度継続費のうち2億1,181万円を平成21年度に繰り越しさせていただくものです。

それでは、計算書によって説明いたします。表の左から、第9款教育費、第5項社会教育費、事業名は(仮称)文化財活用センター整備事業でございます。継続費の総額は2億8,707万円、その内平成20年度継続費予算現額は2億6,350万円でありまして、支出済額及び支出見込額は5,169万円となっております。その残額は2億1,181万円となり、翌年度繰越額は同額の2億1,181万円であります。この財源内訳は繰越金といたしまして一般財源の2,011万円と特定財源として国庫支出金、これはまちづくり交付金4,570万円及び地方債、まちづくり事業債、減収補填債等で1億4,600万円であります。なお、繰越額2億1,181万円の予算内訳としましては、工事の管理業務委託料として281万円と、あと残り工事請負費2億900万円であります。

以上、平成20年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について、ご説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)平成20年度繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告の一般会計分につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。

平成20年度予算におきましては、繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、年度内での執行ができなかった経費を平成21年度予算に繰越させていただきましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、その報告をさせていただきます。この資料は、一般会計全体の資料となっておりますが、当委員会に関係しますものについてのみご説明いたしますのでよろしくご理解お願いいたします。

はじめに、一番上の段の定額給付金給付事業についてであります。給付事業の完了が平成21年度となることから、4億5,112万1,195円を繰り越しさせていただいたものであります。第2款総務費、第1項総務管理費、事業名は定額給付金給付事業、事業費の金額としましては4億5,806万5千円です。このうち翌年度繰越額は4億5,112万1,195円であります。この財源内訳は既収入特定財源は国庫支出金でございまして、事務費の補助金でございまして280万6,195円でございます。未収入特定財源は国庫支出金でございます。あと事務費また事業費補助金あわせまして4億4,831万5千円となっております。繰越額の予算内訳は、事務費として臨時職員賃金でありますとか、共済費、職員の時間外手当、消耗品や印刷製本費、また電算システム委託料等1,534万1,195円でございます。事業費としましては定額給付金4億3,578万円となっております。

次に、一番下の段の幼稚園園舎耐震補強事業において、斑鳩幼稚園と斑鳩西幼稚園の園舎耐震診断を地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して実施することとなったため、補正予算を計上いたしましたが平成20年度での事業が困難なことから、平成21年度に430万円を繰り越しさせていただいたものであります。表では、第9款教育費、第4項幼稚園費、事業名は幼稚園園舎耐震補強事業でございます。事業費の金額は430万円、このうち翌年度繰越額は430万円となっております。この財源内訳は未収入特定財源としまして国庫支出金、これは地域活性化・生活対策臨時交

付金を活用します、354万円でございます。残り一般財源76万円となっております。繰越額の予算内訳は、斑鳩幼稚園と斑鳩西幼稚園の園舎2次耐震診断費でございます。

以上、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、(4)斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、理事者の報告を求めます。

乾総務課長。

総務課長 それでは、(4)斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。人事院は本年5月1日付で、国家公務員の期末勤勉手当の支給率の改定に関する勧告を国会及び内閣に対して行いました。政府はこの勧告を受けまして、人事院勧告尊重の基本姿勢に立って、現下の社会経済情勢などを加味いたしまして、5月8日の給与関係閣僚会議で勧告どおり実施することを決定いたしまして、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が今通常国会に提出されておるところでございます。

当町におきましても、従来から人事院の勧告内容を尊重し準拠してきておりますことから、この国の給与法案が可決され公布、施行されましたならば、当町の給与条例等につきましても、これに準拠した改正を行いたいと考えております。

その改正の内容につきまして、お手元の資料5の最後のページの要旨で概要をご覧いただきたいと思います。

平成21年6月に支給いたします期末勤勉手当の月数でございますが、

一般職の職員の期末手当につきましては、現行1.4月、これが1.25月に0.15月の引き下げ。勤勉手当につきましては、現行の0.75月が0.7月に0.05月の引き下げ。期末勤勉合計で0.2月の引き下げとなります。

次に再任用職員の期末手当につきましては、現行の0.75月が0.7月に0.05月の引き下げ。勤勉手当につきましては、現行の0.35月が0.3月に0.05月の引き下げ。期末勤勉合計で0.1月の引き下げとなります。

また、議会議員の方の期末手当につきましては、現行の1.6月が1.45月に0.15月の引き下げとなります。最後に常勤の特別職であります町長、副町長の期末手当につきましても現行の1.6月を1.45月に0.15月の引き下げとなります。

これらの条例の一部改正につきましては、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例のこの3つの条例改正が必要となりますが、それぞれ個々の改正ではなく、一つの改正条例としてまとめて改正を行います。また、今回の6月期の期末・勤勉手当の支給月数につきましては暫定的に引き下げるという特例措置でありますことから、これらの条例の一部改正につきましては付則での改正という形をとっております。

なお、人事院では例年どおり職種別民間給与実態調査において特別給の支給状況を調査して、8月頃には必要な措置の人事院勧告が出される予定でございますので、おそらく12月期にも期末・勤勉手当の支給月数の改定があるものと思われれます。

したがいまして、この人事院勧告が出された時にはこれらの条例本則の改正を行うということになります。

このたびの条例の一部改正につきましては、6月期の期末・勤勉手当の支給基準日であります平成21年6月1日の前日の5月31日までに条例が公布、施行されている必要がございます。そのためには、それまでに、まず国の給与法案が公布、施行されることが必要でございますが、その時

期につきましては今のところ未定でございます。

そうしたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。条例の一部改正の本文と新旧対照表の説明につきましては説明は省略させていただきます。

なお、この条例の一部改正によりまして、期末・勤勉手当で約1,500万円、共済費の負担金で約200万円の減額となり、総額で約1,700万円の減額となる見込みでございますが、この条例の改正分と4月1日付けの人事異動分をあわせました人件費の補正予算につきましては、6月の議会定例会に上程をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

その内容につきましては、各課報告事項の次の(5)平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)で、総務常任委員会が所管いたしますものについて、企画財政課長から説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 数字のことちょっとお聞きしたいんですけども。全体の数字で1,700万っておっしゃっていただきましたけど。その内訳をちょっとわかればお聞きしたいんですけど。今わかればお聞きしたいんですけど。一般職でいくらになるか、再任用職員でいくらになるか、議会のほうでいくらと、あと町長、副町長のほうでいくらになるかと、内訳がわかるようでしたらちょっと教えてほしいんですけど。

総務課長 一般職でございます。これ会計別になっておりますので全会計ということでご理解いただきたいんですけど。期末・勤勉手当は1400万円、共済で約200万円ですね。それから常勤の特別職で期末手当で約28万円

の減、共済費で4万円ぐらいです。議会議員の方につきましては、期末手当約88万円の減額。常勤の特別職につきましては、町長・副町長ということで、教育長につきましては一般職ということです。

木澤委員　もうひとつですね、一般職の職員さんが今何人いて、再任用職員さん何人いてるかという数もわかれば教えてほしいんですけども。

総務課長　さきほど申しあげました額につきましては育児休業中の職員は除いておりますので、今試算をしておりますのは197名で計算しております。一般職197名、再任用が1名で、合計で198名ということでございます。

委員長　暫時休憩します。今の答弁でよろしいですか。

(休 憩　午後2時54分)

(再 開　午後2時54分)

委員長　再開いたします。　乾総務課長。

総務課長　人数でございますが、一般職の職員につきましては197名、再任用の職員が1名。常勤の特別職が2名ということでございます。

木澤委員　そうしましたら数字のほうはそういうことで理解させていただきます。あと、このことにつきましては職員組合との話し合いはもたれたのか、そして結果はどうだったのか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

総務課長　労働組合との協議ということでございますが、5月14日に組合と協議をいたしまして、この人事院勧告が出ております内容につきまして、町のほうも人事院勧告を尊重した形で、準拠した形で実施を行うという説明を申し上げております。組合のほうも今まで人勧を尊重してきた経緯もございますし、下がる分については非常に職員としては苦しいけれども、この

ご時世でございますし、理解をいただいておりますということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、これは5月31日までに条例改正をしなければいけないということで、専決処分に、国会の動向を見ながらですけれども、専決処分にするという確認だけはしておきます。

それでは次に、(5)平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、報告を求めます。

西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(5)平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の資料6をご覧くださいませでしょうか。この資料は、一般会計全体の資料となっておりますが、当委員会に関係しますものについてのみご説明いたしますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万1千円を追加しまして、歳入歳出それぞれ69億6,130万1千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第17款寄附金では、3名の方のご寄附と4月11日から12日に開催いたしました「史跡中宮寺跡現地説明会」及び5月2日から3日に開催いたしました「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」の際に「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への募金をいただきましたことから、3万3千円の増額補正、福祉費寄附金で2名の方からご寄付をいただきましたことから、3万7千円の追加補正をお願いするものでございます。次に、第20款諸収入では、消防団員4名の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職

報償金の受け入れとして123万1千円の追加補正をお願いしております。

次に、歳出予算の補正であります。資料の裏面をご覧くださいと思います。まず、第1款議会費では、事務局職員の人事院勧告に伴う夏期賞与、期末手当・勤勉手当0.2ヵ月分の減額及び共済組合負担金率の改正に伴う増額、人事異動等の影響により合計126万1千円の増額を、また、町議会の運営では議員皆さまの期末手当0.15ヵ月88万8千円の減額補正をお願いしております。

次に、第2款総務費では、人事院勧告に伴う夏期賞与0.2ヵ月分の減額及び共済組合負担金率の改正に伴う増額、また人事異動等の影響によりまして71万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3款民生費では、福祉基金にいただきました寄附金6千円の積立てをお願いしており、ご寄附いただきました残り3万1千円については、児童福祉費に財源振替をお願いしております。

次に、第8款消防費では、消防団員4名の退職に伴う退職報奨金123万1千円の追加補正をお願いしております。

次に、第9款教育費では、人事院勧告に伴う夏期賞与0.2ヵ月分の減額及び共済組合負担金率の改正に伴う増額、人事異動等の影響により745万8千円の増額補正をお願いしております。

また、幼稚園費では、特別支援教育に係る体制の充実のため、臨時講師及び補助員の配置等にかかります所要額192万円の増額補正をお願いするものです。これにつきましては、まず幼稚園の運営につきましては、各幼稚園に園長を配置し、教頭を配置転換したことから、各幼稚園の特別支援講師及び教諭の負担を軽減するため、臨時補助員を各園1名ずつ計3名を配置するため、3名増員の費用の増額と、当初、臨時事務員3名の配置予定を人事異動により正職員1名と臨時職員2名となったことから、臨時事務員1名分の費用が減額となりましたことから、差引70万3千円の増額補正をお願いするものです。また、幼稚園講師の配置につきましては、斑鳩幼稚園に特別支援が必要な園児が入園する予定であることから臨時講師1名の配置に要する費用121万7千円の増額補正をお願いするものであります。

また、文化財保存費では、歳入でご説明申し上げた「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への募金を当基金に積み立てさせていただきますことから、2万3千円の増額補正と埋蔵文化財の発掘調査にいただいた寄附金1万円の財源振替えをお願いしております。

最後に、第12款予備費では、今回の予算補正に要します財源としまして1,668万2千円を予備費から充当させていただくこととしております。以上で、簡単ではございますが、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。

なお、予備費に関連する報告であります。新型インフルエンザへの対応といたしまして、4月30日に町で、新型ウイルス対策本部を設置いたしまして、感染防護等の備蓄品の購入費や、それにつきましてはマスク、防護服、手袋、消毒液等でございます。職員手当等の対応費用に200万円を予備費から充当しております。

以上で、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。西谷委員。

西谷委員 今回の教育予算のなかで、幼稚園の教頭を廃止して、そしてわざわざよそから園長を呼んでくると。人件費として、総額斑鳩町全体としたら、人件費が余分にかかるという形になるんですが、あえてそういうことをせなあかん理由というのはあるんですか。

教委総務課長 平成21年度から新任の園長を配置するというので、それに伴いまして教頭職を廃止したということでございます。これにつきましても、今まで以上に各園によりまして、園長が保護者の方とより運営のしていただくために、そういった特色ある幼稚園運営を目指していただくという形で、平成21年度から新しく園長を配置したという経緯でございます。

西谷委員

今のね説明になってない。要はそしたら、園長を新たに今までは小学校の校長が園長を兼ねていたというのを、わざわざ園長を呼んできたというのは、当然それは今までやってきたことのなかで、人件費が上がるのがわかっているながら、なおかつ園長を呼んでくるというのは、何か園に問題があって、これではあかんということで新たに作る、あるいは画期的に斑鳩町の今の幼稚園運営でこのへんがどうしても今の兼任ではできない、だから新たに園長を呼んでくる、とこういうところがなかったらあかんと思うんですけども、そのへんはどうなんですか。

教育長

費用的には前年から比べたら下がってると思います。これは、園長は嘱託職員、臨時職員ですので、当然給料は下がってまいります。そしてもうひとつは園長兼務というのと、専任の園長を置くというのでは、やはり幼稚園運営のなかでいろいろと改善される部分があるのではないかと、そういうふうなこともございます。また、園運営も即、園長の判断で進めてもらえる部分もあるし、そうしたことから今回、幼稚園改革という中で、専任の園長を入れていただくというような改正をさせていただいております。それでそのために、いままで教諭で、臨時職員でおりました者を3名新しく採用いたしました。そうしたなかで、保育をする職員の充実を図らせていただいたということでございます。それと併せて、特別支援は今までどおり3人置かせていただいております。それから、もうひとつ、今回補正させていただいております補助員につきましては、これは園長の出張、あるいは等々がございまして、そうした欠けたときに、あるいは職員の研修・出張、そうしたことがございますので、そうしたときに補充するために補助員を3名採用させていただいた、ということでございます。そして今回、1名の追加させていただいたのは、6月から特別支援を要する子どもが入園するという情報がございまして、そうしたことで、今担当の園と詰めているところとございまして、これを入園された場合には、特別支援として対応していくための特別支援教員を配置するというところでございまして、そうした1人を追加するというところでございます。あの費用的には、今、園長を専任で置いたことによって費用は増額したということではございませ

るので、ご理解いただきたいと思います。

西谷委員　　ちょっと理解に苦しみますね。まずちょっと確認したいのは、教育長の説明によると臨時職員3名を正規の職員にされたんですよね。それで3人の教頭を別のところへ持って行ったわけですよね。人件費が増えてないというのがよくわからんのやけど、要は斑鳩町全体の中の人件費は、これによって増えてないんですか。職員をいれてんのに斑鳩町全体として職員の給料あるいは人件費がふえてないということはないでしょ。俺、頭悪いのかな。

委員長　　暫時休憩します。

（ 休 憩　　午後3時09分 ）

（ 再 開　　午後3時11分 ）

委員長　　再開いたします。西谷委員。

西谷委員　　今の教育長の話の中で、私は教育委員会としては、幼稚園としては人件費の総額は下がったかもしれませんが、斑鳩町全体としては当然人件費は上がってると思う。そのなかで、あるいはこれだけの不況の中で、仕事がないというそういう情勢の中でですよ、臨時職員を正職員に上げる、で、正職にいた人が、教頭の人をほかへ持っていくという、どうもここまでやって、新しい園長を迎え、幼稚園の活性化を図るんだということなんです。果たしてその具体的に今斑鳩町の幼稚園の抱えている問題ですね、そのへんのところをもう少し具体的に答えてもらって、せやからこういう新たに園長を迎えてやらなければならないんだというところまで説明をいただきたいと思うんですが。

教育長　　幼稚園、幼児教育は、西谷委員もご存知のとおり大変重要なものがございます。そうしたなかで、今日まで教頭職でずっとまいりました。また小

学校の校長先生を嘱託で園長にしていまいりました。そうしたなかで連携という意味では、隣に学校があるものの、いざというときにはなかなかそうした連携が取りにくい部分もございます。そうしたなかで、園として即決していく、すぐに対応していくという意味では園長をそのまま直に置いておくほうが運営上スムーズにいくのではないかと、こういうことでもございます。それとあわせて、教頭3人も長年幼稚園として経験もしてきておりますけれども、外部から新たなそういう空気を取り込んでいただくということも、幼稚園運営上重要ではないのかなということから、今回、園長兼務していた者を1人、外部から園長経験者1人、そしてまた小学校の校長をしていた者を1人、こうした3人を配置いたしまして、それぞれ特色をもちながら、あるいは幼稚園教育に意欲を持ちながらついでにいただいているというように思っております。そうした中で、斑鳩の幼稚園をこれからどんな方向に進んでいくのか、あるいは幼稚園というのは幼児教育の中で大変重要でございますので、先ほども申しました。それぞれが特色を出しながらその園の充実を図っていただく、ということでもございます。今のところ園の運営についても、園長が中心になっていろんな研修をしたり、あるいは打合せをするなかで適切な助言指導しながら、園の運営をさせていただいている状況です。なかなか園長を入れまして、課題はたくさん出てきております。今までの教頭やっていたときと、兼務で園長置いていたときと、やはり直接見ることによって、課題も出てきております。そうした課題を1年間いろいろなものを出し合いながら、幼稚園の運営をしていくと。そして次年度に向けてどう改革していくか、あるいはどんな改善が必要なのか、どういう園教育がよいのか、そういったことも課題を出しながら、まとめながら、そして、来年度の幼稚園教育に資していくという考えでございます。

西谷委員　これは住民の方からも素朴に言われたことなんですが、「なんで、それだけずっとやられていた教頭の方が園長ではいかんのですか」というのと、それと今の教育長が言われるなかでは当然外からの風を入れるということですから、当然民間の方3人を入れられて園長ということにされてるいる

のかどうかというのと、それと、今のこれまでの教頭では園長は務まらないということ判断されたんですか、この2点。

教育長 民間企業ではなしに、それぞれの幼稚園の園長を長年された方、あるいは小学校の校長をされた方、そのなかでやっぱり幼児教育の研究をしてこられた方、こういう方でございます。それから、なぜ務まらないのかではなしに、務まるけれども改革していこうというなかで、やっぱりそれを入れ替えていく、ということございまして、務まるとか務まらないとかいうのではなしに、斑鳩の幼稚園の運営を変えていける、改革していくということさしていただいております。

西谷委員 そうしたらすいません。3人が、私は民間人かなと思ったけれども、そうやないのでしたら、3人のうち、そうしたら元、公立かあるいは私立幼稚園の園長をされた方が何人で、学校の校長された方が何人なんですか。

教育長 校長2人、そして公立幼稚園の園長1人でございます。

西谷委員 私は、外からの風を入れるということで教育長言われたんで、多少は期待したんですが、結局、その学校の校長先生、園長先生やったら、感覚としては公務員とっしょやないですか。今、外からの風を入れるというのは、公務員の決まった事は毎年おんなじようにやっていく、こういうところを時代とともに変えていくというために民間人を入れるとかいう形で今の人事の交流なんかもされていると思うんですが。今の話やったら、教育長の言われている外から風を入れるということと、実際の人事とは相当ギャップがあるように思うんですけれども、どうですか。

教育長 西谷委員さんと私の考え方は違うと思います。私は、外部のそういう幼稚園の園長をしておられた方、あるいは斑鳩町外の学校で校長を経験された方、そういう方が入っていただいております。それぞれの地域の特徴も持ってございますし、またよいところ、あるいは改善してよいところ、斑

鳩の良いところもその中には当然含んでおります。斑鳩の良いところについてはどんどんそれを伸ばしていただく。また、他市町村で経験されたなかで斑鳩にないものをその中に入れていただくということも、これはひとつだろうと思います。必ずしも民間から入れたから改革できるということではなしに、今そうした経験を踏まえた中で、斑鳩の幼稚園教育の充実を図っていただくということにも、これは十分対応していただけるのではないかとこのように思っております。

西谷委員　私がしつこく言わせてもらったのは、実際、私のところへ匿名だったんですが、今回の教育委員会の人事異動に疑惑があるという手紙をいただきました。聞いたら私ひとりではなかったみたい。何人かのところには行ったんですが。これは結局、異動を聞かれた住民の方、あるいは本人さんとか、知り合いの方とかいう、それはわかりませんが、何人かそういうことを聞いてますし。その手紙以外にも、実際にビラ配りながら町内歩いた時に、何人かから、なんでこんなことになるの。臨時職員してた人がなかなか公務員みたいなん、雲の上のこの分が、なんでそない簡単に職員になれるのという素朴な疑問を聞かれました。私自身も実際にそのへんのところがまったく、これまでの去年からのこの総務委員会の中で教育行政の中で幼稚園教育をこういう形でやりますと総務委員会で審議されたと思うんですけども、私は初めてだったので、全くそのへんの経過をわからなかったものですから聞かしていただきました。これはあと人事のことですから、これ以上私がどうこう言うことはないと思うんで置いておきますが、ただ住民のみなさん、あるいは私自身も、その今回の異動については相当疑義があるということだけは申し上げておきます。以上です。

委員長　木澤委員。

木澤委員　私も少しこの件に関しましてお尋ねしておきたいんですけども。新しく園長が外部から来られたということですけども、園長職が臨時職というのはちょっとびっくりするんですけども。これまで校長で兼務しては

った人はまたあれですけれども、教頭先生が主に幼稚園の中ではいろんな責任をもってやっていただいでて、それもやはり課長補佐級と同じくらいの人でしたよね。それがいなくなってしまうと、今お聞きすると、園長先生に何かあったときは対応していただくというふうにおっしゃっていましたが、それも臨時職員さんになるんですよね。ここがちょっとよくわからないんですけれども、そうすると、私もこれまで幼稚園の中で教頭先生が具体的にどんなことをしていたのか、よく知らない部分もありますけれども、それなりに責任をもってやっていただいていた部分が、園長先生が来たとはいえ、臨時職員になってしまっているということ、ここはどう理解したらいいんでしょうかね。

教育長 園長が臨時職員になったからといって、園の業務が軽減されるということとはございません。今日までやっていただいていたことを園長職としての責任は果たしていただくということでございます。

木澤委員 そうすると逆にですよ、これまで正職の人がやってきだった仕事をそのまま臨時職員の人で同じ仕事をしてもらうということになりますよね。そうすると賃金的には明らかに違うでしょうけれども、そのへんの負担はどうお考えなんですか。

教育長 今そうしたなかで、今まで教諭の中で臨時職員で入れていたものを正職員にさせていただいて充実をはかる。そしてそれぞれの園の各クラスについては当然教諭でありますし、幼稚園運営について、出張とかあるいは研修会とかいろいろ出てまいります。そうした分については今申しましたような補充をしながら、出やすいように、研修に行きやすいように対応させていただいています。園長がやることについて、すべて今日までやっていただいたことをやっていただくわけですが、そうしたなかで、若干そういう事務的なものについては、今年から事務員を、用務員ということで置いていたのを事務員に替えて、若干事務のできるような体制を組まさせていただいているということでございます。園長の事務的なものについ

ては若干そうしたところでカバーできているというふうに考えております。

木澤委員 事務的な話もさることながら、やはり責任をもってやっていただく方が
どういう位置付けになっているのかというのは、ちょっと私、臨時職員で
いいのかなというのは疑問に思うんですよね。

教育長 責任というのは、公務員でどういう待遇で採用されるかわかりませんけ
れども、これは任命を受けた以上は責任を持っていただくということは大
事なことですので。どういう形であろうが与えられた職責をまっ
とうしていただくということですので。そういうことで今、公民館な
りにも所管の館長さんもおりますので、そういう分については十分対応し
ていただけるものと思っております。

木澤委員 私も幼稚園のその中のことがもうひとつよくわからないのもありますけ
れども、今後の運営をよく見させていただきたいと思うんですけれども。
幼稚園の体制で、教育長さきほど充実されるんやというふうにおっしゃい
ましたけれども、本当に今の体制で充実されるのかどうかも今後検討して
いきたいなど、あと併せてですね、こうしてどんどん正規の職員さんが、
言うたら臨時職員に置き換えられてしまっている状況も、全体の中でです
よ、あるなかで、私今回だからぱっと聞いて、その一環かなというふう
に感じましたんでね、このことも併せて今後も検討していきたいというふう
に私の意見として申し上げておきたいと思えます。

委員長 西谷委員。

西谷委員 今の教育長の中で明らかに矛盾している答弁があります。というのはね、
最初に聞いた時に、私が聞いた時には臨時職員を正職員にして、園の充実
を図るということで答弁されたんですよ。言われましたよ。正職員にして
園の充実を図るって言わはるんやったら、そしたらその論法からいうたら、
園長は当然正職でなかったらあかんのと違いますの。

教育長 誤解を招いたんならたいへん申し訳ないんですが。臨時職員というのは、園長を嘱託職員、臨時職員入れました。そして教頭を廃止することについて正職の職員を入れてます。以前は幼稚園の教諭については、できるだけ、臨時職員で子どもの増減がありますので、臨時職員でということできていたんですけども、今回そういった、教頭を他に異動すると、改革するというので、そこにその分の教諭を正職で入れさせていただいたということでございます。私はそういう説明をさせていただいたんですが、園長を正職でしたということではございません。

委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 2 8 分)

(再開 午後 3 時 2 8 分)

委員長 再開いたします。栗本教育長。

教育長 申し訳ないです。教頭職を引き上げたことによって、正職員を 3 名採用して、それぞれの幼稚園に配置したということでございますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 木澤委員、よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)平成20年度町税不納欠損処分について、報告を求めます。
面巻税務課長。

税務課長 それでは、(6)平成20年度町税の不納欠損処分につきまして、ご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、資料7をご覧くださいませ

しょうか。平成20年度町税の不納欠損事由別内訳表の一番下の行をご覧ください。平成21年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で1,477万4,651円の不納欠損処分を行っております。実人数では、法人を含む117人となっているところでございます。

この内容を事由別にご説明申し上げますと、はじめに、地方税法第15条の7第4項であります。これは表の下に付記させていただいておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものであります。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分することによって滞納者の生活に著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、こういった場合は、滞納処分の執行を停止することができ、その後3年間状況が変わらない場合は、納付、納入義務が消滅します。この事由により、不納欠損処分を行ったものは、町民税で31人、370万5,834円、固定資産税及び都市計画税で1人、5万7,615円と6,385円、軽自動車税で8人、15万1,400円、合計で実人数35人、392万1,234円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項であります。これは滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものであります。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるものであります。この事由により、不納欠損処分を行ったものは、町民税で16人、129万2,385円、法人町民税で2法人、20万4,499円、固定資産税及び都市計画税で15人、577万8,408円と64万72円、軽自動車税で5人、6万4,600円、合計で実人数35人、797万9,964円となっております。

次に、地方税法第18条第1項であります。これは消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅したものであります。この事由により、不納欠損処分を行ったものは、町民税で30人、215万8,653円、法人町民税で1法人、5万4,100円、固定資産税及び都市計画税で6人、

34万6,859円と3万8,441円、軽自動車税で16人、27万5,400円、合計で実人数47人、287万3,453円の不納欠損処分を行っております。

恐れ入りますが、次のページにお移りいただけますでしょうか。この表は、平成20年度不納欠損の内容につきまして、税目別、年度別にそれぞれの件数と金額をあらわしたものであります。表の一番下欄に、それぞれの税目別で件数と複数年次にまたがっているものがあることから実人数を記載させていただいております。町民税では、合計件数が126件で実人数は77人、法人町民税は、合計件数が5件で3法人、固定資産税及び都市計画税は、合計件数が93件で実人数は22人、軽自動車税は、合計件数84件で、実人数は29人となっております。

これまでご説明させていただきましたように、平成20年度では、1,477万4,651円の不納欠損処分をさせていただいたところでございますが、これら不納欠損処分を行いましたものは、滞納が発生した当初から再三に渡り催告等を行ってまいりましたものの、処分する財産がない、あるいは本人が不明である、また、本人が死亡し相続人がいないもの、競売開始により交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかったもの、法人関係では事業所の廃業や、現在実態が不明なものなどでございます。

また、その一方では、滞納整理の強化にも積極的に取り組んでまいったところであります。平成20年度の差押え等の滞納処分の実施状況につきましては、件数では、平成19年度と比較して24件増の91件、税額では3,024万5千円となっております。この結果、滞納繰越分にかかる滞納額は8,605万3千円で、前年度と比較して、1,365万8千円、13.7%減額しているところでございます。

恐れ入りますが、次のページにお移りいただけますでしょうか。この表は、不納欠損の状況につきまして、税目別、事由別にそれぞれの件数と金額を平成15年度からあらわしたものであります。平成20年度の不納欠損処分額を前年度と比較しますと、平成19年度の3,024万9,262円に対しまして、1,547万4,611円減少しているところでございます。この要因につきましては、平成19年度には、町内に固定資産を

有し滞納状態が継続していた法人について、会社が休眠状態であることや、競売等により処分する財産がなくなりましたことから不納欠損処分としたものがあつたことによるものとなっております。

以上が、平成20年度に行いました不納欠損処分の状況であります。委員の皆さまにはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 法人の町民税なんですけれども、15条の7の第5項の財産のないということで、これ倒産しはったんかなということはわかるんですけれども、18条の1項でひとつあがっている分については、これはどういうことかわかりますか。

税務課長 この法人につきましても、財産調査、いわゆる滞納処分するまでに財産調査をずっとかけてたのですけれども、なかなかそういった居場所とかがつかめずに、時効が到来してしまったものだという事です。

委員長 伴委員。

伴委員 不納欠損なんですけど、今後の不納欠損処分の見込みについてはどのようになっているのか、ちょっと教えていただけますか。

税務課長 今後の町税にかかります不納欠損処分の状況につきましては、滞納者の状況がどのようにあるのかが推測が不可能であり、その見込みを推計することは困難でございます。ただ現在、滞納処分の執行停止を行っている事案の状況から推計させていただきますと、地方税法第15条の7第4項、滞納処分の停止が3年間継続し納付の義務が消滅する者につきましては、平成21年度末にその要件が到来する者が869万3千円、平成22年度

末では535万6千円、平成23年度末では1,600万円となっているところがございます。なお、平成23年度到来分につきまして、大きく増減している主な内容でございますが、高額の滞納額300万円を越えるものをはじめ、100万円を越える事案が4件あったことと、滞納処分をしましても、なお未納額が残っているものが905万円、件数にして8件、その案件について滞納処分の停止を行ったものでございます。以上です。

伴委員

今お聞きしてけっこう金額が大きいんでびっくりしておるんですが、例えば税務の調査、個別の調査をされているなかで、個人の方であれば、内容を聞いてみると、多重債務に陥って払われへんというような、もしケースがあった場合なんかでしたら、こちら法律相談とか消費者相談とかやられておりますわな。そのなかで過払いというようなやつで戻してもらって、納税してもらおう。ひとつの形、ひとつのケースですけど、そういうな形なんかも個別に指導していただいて、詳しく相談に応じていただいているんか、そのあたりひとつ聞きたいんですが。

税務課長

滞納処分の停止にあたりましては、滞納者の状況調査、財産調査及び所在調査を行い、滞納されている方のおかれている状況を的確に把握したうえで、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活に著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときなどこういった要件に該当する場合に、執行停止を行っているところでございます。先ほど伴委員さんがおっしゃいました件に関しましても、広報紙等を通じまして、納期までに納付できない場合にはご相談いただけるよう呼びかけを行っておりますとともに、納付相談に来られました場合には、先ほど伴委員さんがおっしゃいましたような内容につきましても、その方の状況を把握しました上での的確な助言を行っているところでございます。今後におきましても、多くの納期内納税者との税の公平性を確保するために、毅然とした態度で滞納整理にあたりましては進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

委員長 さきほど木澤委員から質問あって、答弁保留している分、これ答弁できますか。

面巻税務課長。

税務課長 さきほどの答弁の保留部分なんですけれども、各制度別にもないます申請件数並びに減税額につきましてご報告させていただきます。まず初めに住宅のバリアフリーに伴う固定資産税の減税制度につきましては、平成21年度課税では2件の1万円、平成20年度課税につきましては3件で1万6千円でございます。次に住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度につきましては、これは平成21年度課税のみでございまして、2件で3万5千円となっているところでございます。ちなみに住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度につきましては、平成21年度課税で2件の1万5千円、平成20年度課税では2件の2万2千円となっているところでございます。以上でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今お答えいただいたんですけれども、私が聞かしてもらったのはですよ、確定申告の際に住宅ローン控除を、それを答えてくれはんのかなと思っていたんですけれども。

総務部長 それについては私が答弁させていただいて、昨年分についてはないですよ。今年度の分については来年の1月から3月に申告されますので、その結果を報告しますよと、来年に、そうお答えさせていただきましたので。今、ここでお答えする、来年度にお答えさせていただきますというご答弁をさせていただいたんです。

委員長 暫時休憩します。

(休 憩 午後 3 時 4 5 分)

(再 開 午後 3 時 4 5 分)

委員長 再開いたします。そうしたら他に理事者側、報告することはありますか。
乾総務課長。

総務課長 消防運営委員会の開催についてでございますが、6月の議会定例会の開催中の総務常任委員会の開催の日でございます、6月15日(月)の午後1時から役場地下大会議室におきまして消防運営委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、総務常任委員会の委員の皆様方につきましては消防運営委員会の委員として委嘱させていただきたいと考えておりますので、6月15日の月曜日、朝から総務常任委員会で、昼から続いてということでご申し訳ないんですけど、ご出席賜りたいというふうに思います。ご案内につきましては、後日通知させていただきますので、ご予約の方よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長 ただいまのことについて何かお聞きしたいことはございませんか。

(な し)

委員長 そうしたら他に報告は。
黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 報告事項その他なんですけれども、生涯学習課のほうから斑鳩町民体育大会についてのアンケート調査についてご報告申し上げます。第51回斑鳩町民体育大会の開催にあたりまして、本年2月28日に開催をいたしました地区・自治会説明会におきまして、出席者の方々から、今後の町民体育大会を誰もが参加しやすく、よりよい大会にしていくために、アンケート調査を実施すべきであるとの意見をいただく中で、今回、4月26日に開催を予定しておりました町民体育大会の会場におきまして、参加者の方々

にアンケート調査を行おうと計画をしておりましたが、気象状況、グラウンド状況等によりまして、町民体育大会を中止いたしましたことから、各地区の代表者宅にお伺いし、大会出場を予定されていた方や体育委員の方などにアンケートに協力していただくようお願いをいたしました。なお、本年5月末を目処にアンケートのご協力をお願いをしておりますが、アンケート結果の集計を終えましたら、その分析及び検証を行い、本委員会にも改めましてご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 枚数はどれぐらい配られて、今現在で回収率はどれくらいなんですか。

生涯学習課長 アンケート調査なんですけれども、各地区のそれぞれの事情もございまして、1地区あたり50枚を配付いたしました。現在まだ、5月末を目途にお願いしておるんですけれども、返ってきている団体はございません。

西谷委員 昨日届けたのにな。そんな答弁されたら、ほんま大丈夫なんかいな。直接教育委員会に持っていったんやで。

生涯学習課長 私のほう、まだありませんでしたので。

委員長 暫時休憩いたします。

(休 憩 午後3時50分)

(再 開 午後3時50分)

委員長 再開いたします。
黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 申し訳ございません。現在確認をとっておりますので、あとで答弁をさせていただきます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 報告をしていただけるということで、結論を出してこんなん決めましたというふうなことではないんですよね。その後どうしていくかということは、またこれからということで理解させていただいていいんですよね。

生涯学習課長 アンケートのほう集計を取りまして、それを検証して分析した結果として当委員会に出来たら報告をいたします。

委員長 他に理事者側の報告していただくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 今、新型インフルエンザが急激に日本の国内でも広がりつつあると思うんですけれども、町内の小・中学校の対応っていうのはどう考えておられるのか聞いておきたいと思います。。

教委総務課長 今のインフルエンザの対応でございますけれども、国内で渡航歴のない高校生から確認されたということを受けまして、5月17日に奈良県で新型インフルエンザの対策委員会が開かれまして、そのなかで中学生、高校生、教職員を対象に調査を行うことになりました。本町でもそれを受けま

して、17日に各中学校、各家庭に連絡をし調査をいたしたわけでございます。調査の状況の中で、37.8度以上の発熱があり、咳やのどに痛みがあるという症状、それと鼻水、鼻づまり、喉の痛み、咳、熱感のうちの2つ以上の症状がある、という症状についての調査を行ったわけでございます。県では低年齢児童につきましては比較的感染が少ないことから、今回の調査は小学生や未就学園児を除いて対象ということで調査・報告ということになっておりますけれども、当町では、そういった感じで感染の拡大を未然に防ぐためにも、幼・小学生につきましてもそういったことで調査を実施いたしたわけでございます。また、県によります新型インフルエンザ対応に関する地教委への説明会もございまして、18日に予定されておりましたものを17日に前倒しされて、開催されて、そのなかで説明会を受けたところでございます。それを受けまして、同日に臨時の校長会を開催しながら、そういった説明の内容も対応のマニュアルにつきましてもご説明をし、指示をし、要請したわけでございます。その後、町の対策本部もあわせて開催され、そのなかでも教育委員会の対応についてご報告させていただいたところでございます。そういった中で、状況といたしまして、5月18日には中学校で8名のそういった症状のあるなかで、まず鼻水、鼻づまり、喉の痛み、咳、熱感の2つ以上の症状のある者が8名ということで、ご報告をさせていただきました。斑鳩中学校で5名、斑鳩南中学校で3名というご報告を、県のほうに連絡をさせていただいたという状況でございます。結果、そういった形で、まずそういった報告をするなかで、学校医に問診を受け、学校医のほうから異常がなければ、陰性ということで、異常がなければ、また保護者なり学校のほうにご報告をしていただけたということになっております。もし難しい判断になれば、発熱相談センターのほうへ相談をしてくださいということで、学校医のほうから相談センターへ連絡される、相談センターのほうから、また病院の指示を保護者宛に通知されるという状況になっております。今18日現在では、中学校におきましては症状のある人は今のところないということでございます。

木澤委員　　そうしますと、今後ですね、学校閉鎖をどうするのかという判断が難しいところであると思うんですけれども、それを含めて今どう考えてはるのか。

教委総務課長　　今のところ当分この調査につきましては県のほうからも要請がございますので続けていくということでございます。奈良県内で発生した場合につきましては、その時点でまた対策本部のほうからご連絡をいただけるということで、近隣の市町村、県外のほうでは一部休校、一部には全府県で休校ということもお聞きしておりますけれども、その対応につきましては、県の対策本部のほうからの指示を仰ぎたいというふうに考えております。

委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長　　ございませんか。そしたら、その他については、これをもって終わります。

さきほどの西谷委員に対する答弁いけますか。

黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長　　今、数えております。

課長

委員長　　暫時休憩いたします。

(休 憩 午後 3 時 5 8 分)

(再 開 午後 3 時 5 8 分)

委員長　　再開いたします。

黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 アンケート調査につきまして預かっております。一部返っております。

委員長 以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受け
します。

芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午後3時59分 閉会)